

## 学校感染症による出席停止について

下記の感染症にかかった場合、学校保健安全法（第19条）に基づき出席停止（欠席扱いとしない）となります。医師から登校の許可が得られまで療養してください。

### 学校感染症の種類・出席停止基準

	感染症名	出席停止の基準
第1種	感染症予防法の1類及び2類（結核を除く）	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症  インフルエンザ  百日咳  麻疹（はしか）  流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）  風しん（三日はしか）  水痘（水ぼうそう）  咽頭結膜熱（プール熱）  結核  髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで  発症後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで  特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで  解熱した後3日を経過するまで  耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで  発疹がすべて消失するまで  すべての発疹が痂皮化するまで  主要症状が消退した後2日を経過するまで  医師が感染のおそれがないと認めるまで  医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

### 手続き

1. 医師により感染症と診断されたら、保護者が必ず学校（担任）にご連絡ください。
2. 医療機関で「学校感染症罹患証明書」様式1を記載してもらい、登校再開時に担任へ提出してください。

**※インフルエンザ 様式2、新型コロナウイルス感染症 様式3については、医療機関の事務手続き負担軽減のため、各罹患報告書を保護者の方が記載し、提出してください。**